

ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会 会議録

| | | | |
|------|--|----|------|
| 会議名 | 第六回 全体会議 | | |
| 開催日時 | 平成 23 年 4 月 20 日（水） 18 時半～21 時半 | | |
| 開催場所 | ふじみ野市役所 本庁舎 5 階 大会議室 | | |
| 議長 | 山根副代表 | 記録 | 市事務局 |
| 出欠 | （出席者） 協議会 20 名、市事務局 3 名 （欠席者） 協議会 13 名（委任状 11 件） | | |
| 配布資料 | 第五回運営委員会配布資料 | | |
| 会議内容 | <p>●議題 代表辞任に伴う後任の取り扱いについて</p> <p>● 前代表辞任までの経緯と第五回運営委員会（13 日開催）で出された代表選出方法に関する意見の概要説明（甘粕事務局長より）</p> <p>● 選出方法に関して意見交換 出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの協議会運営における問題点 （執行部の権力争い、部会長と副代表との兼任による部会格差 など） ・ 代表選挙に伴う現副代表及び事務局長の取り扱い など （代表選挙が決まった時点で総辞職、候補者になった時点で辞任 など） <p>● 選出方法について採決（会議出席者 20 名。執行部 3 名を除き有効投票数 17）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）②案（全体会議の場で無記名投票）か③案（現副代表の中から無記名投票） →②案に決定（②案 12 票、③案 5 票） （2）①案（全委員から事前に自薦・他薦を募り、その候補者から全体会議で無記名投票）か②案（全体会議の場で無記名投票） →①案に決定（①案 14 票、②案 3 票） （3）本日選挙をするか、後日改めて選挙をするか → 「後日選挙をする」に決定（「本日」2 票、「後日」12 票、「保留」3 票） <p>● 選挙方法について決定したこと</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）代表選挙事務の執行について 市事務局のくらし安全課が行う。 （2）日程について <ul style="list-style-type: none"> ① 4 月 21 日（木）代表選挙のお知らせ一式を全委員に通知 ② 4 月 25 日（月）正午（くらし安全課必着）代表候補者届け出の締切 夕方までに代表候補者リスト及び期日前投票用紙を全委員に通知 ③ 4 月 27 日（水）正午 期日前投票及び委任状提出の締切 午後 6 時半（大会議室にて）から代表選挙 新代表決定 （3）候補者の選出及び代表選挙の方法について <ul style="list-style-type: none"> ①他薦の場合には、必ず事前に推薦したい委員に了解を得ること。 ②代表選挙当日に欠席する委員は期日前投票ができるものとする。 ③ 休会中の 3 名にも通知する。また、通信手段が電話のみの遠方滞在者には例外として口頭回答も可とする。 | | |

- ④ 代表選挙で全委員の過半数を得票する候補者がいなかった場合には、1位と2位の候補者で決戦投票を行う。但し決戦投票では、当日出席者の数の過半数の得票をした候補者を代表に決定する。
- ⑤ 候補者リストには自薦・他薦の別は明記しない。
- ⑥ 代表選挙の投票前には、候補者は所信表明をする。
- ⑦ 候補者が役員の場合の取り扱い
 - ・ 新代表になった時点でその役員を失職する。
 - ・ 欠員となる役員、その他の役員人事について新代表選出後に全体会議で協議する。
- ⑧ 全体会議に欠席する委員は、委任状を提出する。
委任する内容は
 - ・ 代表以外の役員の人事選出方法について、新代表への委任

(4) その他

4月22日(金)の運営委員会及び5月9日(月)に予定していた全体会議(市との協定調印とワークショップ)は中止

| | |
|------|------------------------------------|
| 次回予定 | 平成23年4月27日(水)午後6時半から 第七回全体会議(代表選挙) |
| 開催場所 | ふじみ野市役所 本庁舎 5階 大会議室 |